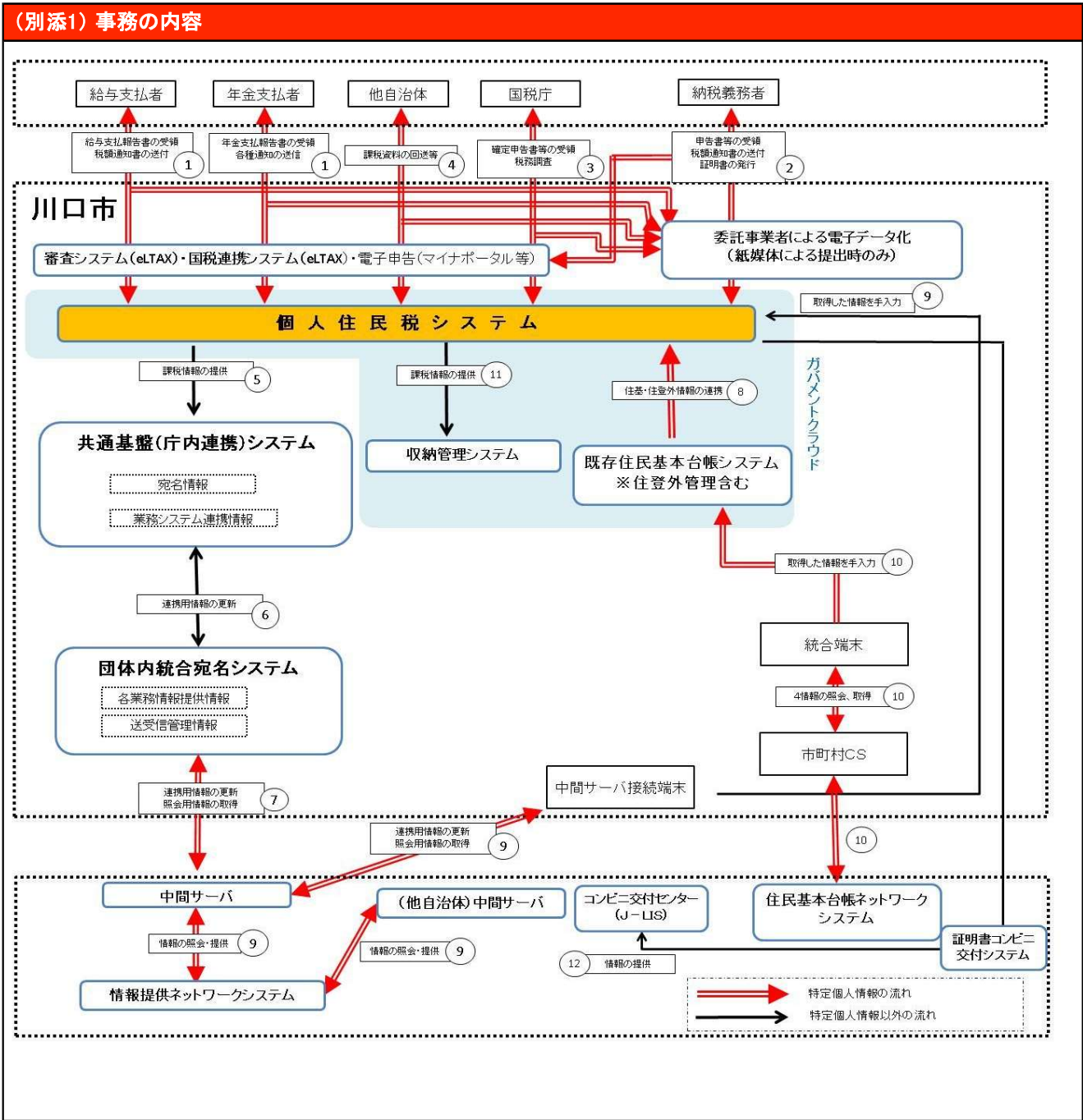




(備考)

- ①給与支払者より給与支払報告書、年金支払者より公的年金等支払報告書を受領し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、紙媒体のものについては、データパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。課税計算後、給与支払者に税額決定通知書を送付する。また、年金支払者には年金特別徴収の依頼や中止判定の通知を電子データにより行う。
- ②納税義務者より住民税申告書を受領し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、紙媒体提出に限りデータパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。課税計算後、税額決定通知を納税義務者に対して送付する。また、①で判明した年金特別徴収対象者に対しては、年金特別徴収税額についても通知する。納税義務者等の求めに応じ、課税(所得)証明書を発行するが、この証明書には個人番号は含まれない。
- ③国税庁(税務署)より、確定申告書、報酬調書を受付し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、紙媒体のものについては、データパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。提供される資料のみでは課税計算が完結しない場合、税務調査を行い資料を受領する。課税計算後、扶養情報更正データ等を国税庁に対し送付する。
- ④他自治体から、川口市に住民登録がある者に対する給与支払報告書、年金支払報告書及び確定申告書等の情報が、eLTAX(国税連携システム)や郵送によって送付される。川口市から他自治体に対しても、同様に回送処理を行っている(地方税法第294条第3項通知についても同様)。
- ⑤共通基盤(庁内連携)システムに、課税情報の提供を行う。
- ⑥共通基盤(庁内連携)システムから団体内統合宛名システム等へ、連携用の課税情報を更新する。
- ⑦団体内統合宛名システム等を介し、中間サーバに対し川口市が管理する連携用の課税情報及び団体内統合宛名番号の更新を行う。
- ⑧既存住民基本台帳システム及び住登外管理システムから、住民票関係情報等を取得し、個人住民税システムを更新する。
- ⑨他自治体への個別の個人住民税照会については、中間サーバ接続端末を使用し、他団体から得た情報を個人住民税システムへ手入力を行う(データ連携は行わない)。
- ⑩統合端末を使用し、他市町村の住民基本台帳関連の情報を取得する。その情報を既存住民基本台帳システムへ手入力を行う(データ連携は行わない)。
- ⑪個人住民税システムからは、課税情報を収納管理システムへ直接提供する。
- ⑫コンビニ交付センター(J-LIS)を利用した税証明書のコンビニ交付を行う。